

## 磐梯町農業委員会 5月定例会総会会議録

### 1. 開催日時

日時 令和5年5月22日(月)午後7時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

### 2. 委員定数

17名

### 3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

2番 鈴木 翼                      3番 佐藤 栄祐                      5番 川井 信之

7番 遠藤 充孝                      8番 上野 庄市                      9番 田中 茂

10番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次                      3番 鈴木 照喜                      4番 加藤 正己

5番 鈴木 庄次

### 4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1番 金田 未樹                      4番 前田 諭志                      6番 鈴木 勇一

農地利用最適化推進委員

2番 鈴木 一功

### 5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第85号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

議案第86号 農地等現況確認証明申請(非農地証明交付申請)の承認について

議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

## 7. 会議録

議長

本日、農業委員 9 名、農地利用最適化推進委員 4 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 7 番 遠藤 充孝 委員

議席 8 番 上野 庄市 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第 3 議案第 8 5 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）  
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 8 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 5 年 5 月 2 2 日提出。

1 番について説明申し上げます。

申請地は、大字〇〇字〇〇 3 3 番外 1 筆 田 農振農用地 2 筆面積合計は 1, 5 4 7 m<sup>2</sup> 再設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 5 年、1 0 アール当り賃借料は 9, 0 0 0 円です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第 8 5 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）承認することを決定いたします。

議長

日程第4 議案第86号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認  
について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第86号 非農地証明交付申請の承認について、令和5年5月22日提出。こちらは1件になります

農地の所在であります、大字〇〇字〇〇21番 地目が畑 こちらは今回の農振計画の変更によりまして除外をされた土地になります。面積が1,373㎡です。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏から申請が出されております。

申請書の資料でございますが、タブレットをご覧下さい。

こちらの現況確認証明申請書が4月18日に所有者から提出されております。土地の所在につきましては先ほどの説明のとおりでございます。証明を求める理由とは、引き渡し時より耕作ができない土地に土地改良区の賦課金が40年以上も支払っているのです、今回土地改良区に賦課を外してもらうためということです。非農地化した経過としましても、引き渡し時からということです。

次のページが位置図になります。場所については〇〇地区の東側の一番上の畑になります。続いて、次のページから登記簿謄本になりまして、そちらでは所在地番・地目・面積・所有者など確認いただけると思います。次に、現況写真添付いただいております。次に法務局備え付けの公図の写しが添付されております。最後に非農地化した経過で区長さんから証明をいただいております。以上 ご審議のほどよろしく願います。

議長

ここで、現況確認調査員の田中 茂 委員より説明を求めます。

9番 田中 茂 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、5月15日に遠藤委員、上野委員と私、事務局で現況確認をしてまいりました。今ほどの事務局長の説明のとおりであります、畑にも木が生えている、残土が山積みになっている状況でありました。現況は畑ではなく、原野化しているということで非農地化しているということで、申請のとおり異議ないと判断しましたので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

現地は、基盤整備した土地であるのに荒地であったというのは、基盤整備した土地ということと整合性がとれないのだがどうなのか。

9番 田中 茂 委員

そのとおりですが、その当時その地区の場所を借りて何か事業をしたようですが、残土を戻さずにそのままにしてしまったようです。現況としては、何かできるような状態でも

なく荒地になっているので非農地化はやむを得ないかなと思います。

議長

他に質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第86号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 承認することに決定いたします。

議長

日程第5 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め、令和5年5月22日提出。

まず1番です。農地の所在ですが、大字〇〇字〇〇82番、地目は畑、農振農用地、面積が5,324㎡、権利種別が3条賃貸借になります。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇氏でございます。賃貸借期間が許可日より5年間になります。

次に、申請書の説明をいたしますのでタブレットをご覧ください。

まず、今回の貸付人と借受人から許可申請書が5月8日に提出されております。貸付人は〇〇地区で農業をされている方で、借受人は31歳でこれから農業を始める方ということになります。2番の所在地番については先ほどの説明のとおりになります。賃借料については、10アールあたり3,500円で5年間の賃貸借期間であります。

また、資料の方をご覧くださいと思います。1-2権利を取得しようとする者又は世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付予定作物はミニトマトの露地を行う予定ということであります。機械については耕運機1台ということです。農作業に従事する者は1名になります。この場所までの移動時間は車で15分ということです。次のページの権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況ですが、こちらも本人の氏名、年齢、主たる職業が記載されておまして、従事状況は4月から11月が作業期間ということになります。次に、権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計ですが、今回申請されている面積5,324㎡になります。次に位置図になります。場所は県道があつて、〇〇地区の南側に入っていった農道沿いの農地になります。次のページが登記簿謄本の写しになります。所在地番、面積、所有者等確認できると思います。次が、法務局備え付けの公図の写し添付してありますので、ご確認下さい。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の田中 茂 委員より説明を求めます。

9 番 田中 茂 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、5月15日に事務局と現地の確認をしてきました。当日は本人にも会うことができ、話を聞くことができました。本人に居住地の農地は考えなかったのかという点については、希望していた面積が確保できる農地がなかったということで、県担当者を通して磐梯町に紹介があったということです。申請地については、耕作はしておりませんが、荒れている状況ではありません。ミニトマトの栽培をするということですので、JAとの手続きも進めている状況でありますので、特に問題はないと判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま事務局、紹介委員の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

11 番 田中 重博 委員

今回の申請者は、職業が農業になっているが、これまで農業経験はあるのか。

9 番 田中 茂 委員

聞いたところでは、実家のほうでは農業を行っているということですが、今回本格的に農業を行いたいということで、土地を探していたところ磐梯町で農地があったということのようです。

議長

他に、質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について 1番について承認することに決定いたしました。

議長

次に、2番について事務局より説明を求めます。

事務局

続いて2番です。農地の所在ですが、大字〇〇字〇〇76-1、地目は畑、農振農用地、面積が5,047㎡、権利種別が3条賃貸借の新規設定になります。貸付人が〇〇の〇〇〇〇氏、借受人が〇〇〇〇〇〇でございます。賃貸借期間が許可日より5年間になります。

次に、申請書の説明をいたしますのでタブレットをご覧ください。

こちら先ほどの案件と同時に申請書を5月8日に提出しています。貸付人は〇〇地区で農業をされている方で、借受人は30歳で〇〇〇〇居住の方になります。2番の所在地

番については先ほどの説明のとおりになります。賃借料については、10アールあたり3,500円で5年間の賃貸借期間であります。

また、資料の方をご覧いただきたいと思います。1-2権利を取得しようとする者又は世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、先ほどの案件と同様に作付予定作物はミニトマトの露地を行う予定ということであります。機械については耕運機1台ということです。農作業に従事する者は本人1名になります。この場所までの移動時間は車で20分ということです。次のページの権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況ですが、こちらも本人の氏名、年齢、主たる職業が記載されておりまして、従事状況は4月から11月が作業期間ということになります。次に、権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計ですが、今回申請されている面積5,047㎡になります。次に位置図になります。場所は1番との農地と農道を挟んで北側の農地になります。次のページが登記簿謄本の写しになります。所在地番、面積、所有者等確認できると思います。次が、法務局備え付けの公図の写し添付してありますので、ご確認下さい。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の田中 茂 委員より説明を求めます。

9番 田中 茂 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、先ほどの1番の案件と同様の内容であります。耕作する農地を探していたところで、貸付者が友人ということもあり、この農地を選んだということでもあります。また、貸付人の農地が荒れ始めていましたので、この機会に今回整地されるということで、地域としては喜ばしいことであると思います。かつ、借受人は地区の区長さんと人足を含めた打合せも行っておりますので、今後経過を見守っていきたいと思います。以上からも、本案件について特に問題はないと判断できますので、許可についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局、紹介委員の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について 2番について承認することに決定いたしました。

議長

日程第6 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、6月20日を予定しております。なお、定例会終了後に分散会を予定しておりますので、これから農業委員クラブと場所等検討していきたいと思っておりますので、委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

議長

(質疑ありませんので) 承認することといたします。

議長

日程第6 その他 2. 令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価について事務局に説明を求めます。

事務局

2. 令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価についてについて説明申し上げます。こちらは、前回令和5年度の最適化活動の目標をご審議いただいたところです。昨年令和4年度の最適化目標の点検・評価を行い、公表を毎年行うということになっておりますので、今回資料をご覧いただきたいと思っております。

では、表紙からご覧いただきたいと思っております。その次のページから最適化活動の実施状況ということになります。まず、1. 最適化活動の成果目標についてです。農地の集積についてですが、実績が102haとなりまして、今年度は2地区で法人化の取組みがあり集積が進んだところです。続いて、遊休農地の発生・防止については、緑区分の解消実績面積が0.2ha、達成状況が2.5%で荒廃農地再生事業の活用により、わずかではあるが解消が見られたところです。新規参入の促進については実績ありませんでした。

次に2. 最適化活動の活動目標についてですが、活動強化月間の設定については、遊休農地の把握のため農地パトロールが実施できたということです。また新規参入相談会への参加回数は0回ということです。

最後に、推進委員等の点検・評価結果については、目標に対して期待どおりの結果が得られたということです。以上になりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

5番 川井 信之 委員

2ページ目の実績のところ、今年度は2地区で法人化の取組みがあり集積が進んだとあるが、どこを指しているのか。

事務局

こちらは令和4年度法人化されました〇〇地区と〇〇〇地区になります。

議長

他に、質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(質疑ありませんので) 承認することといたします。

議長

日程第6 その他 3. 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更」について事務局に説明を求めます。

事務局

3. 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更」についてですが、こちらは、令和4年9月21日定例総会におきまして、皆さんにご審議いただいたところです。これにつきまして、県担い手課から今年の4月1日改正農業委員会法が施行されまして、その内容を踏まえたものに変更して公表をして下さいという指示がありました。そのため、今回その内容を加味しまして(案)ということで皆さんにご審議いただきたいということになりましたのでよろしくお願いいたします。

内容としては、タブレットの資料をご覧いただきたいと思います。

まず、第1 基本的な考え方がありますが、・・・・・・になります。

次に、第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法になります。1. 遊休農地の発生防止・解消についてからご覧いただきたいと思いますが、・・・・・・になります。次に2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、・・・・・・になります。続いて、3. 新規参入の促進についてですが、・・・・・・になります。

最後に、第3 「地域計画」の目標を達成するための役割についてですが、・・・・・・になります。

以上になりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

議長

(質疑ありませんので) 承認することといたします。

議長

日程第6 その他 4. 令和6年度農業施策に関する意見の提出について事務局に説明を求めます。

事務局

4. 令和6年度農業施策に関する意見の提出についてですが、こちらは、福島県農業会議から提出依頼がありました。6月30日までの提出期限ということですので、今月の定例総会におきまして、皆さんにご審議いただきたく提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

内容としては、タブレットの資料をご覧くださいと思います。

2ページからご覧ください。まず、1 検討の背景であります、・・・・・・となっております。2 検討方法ですが、農業委員会総会等において意見交換を行い、県農業会議に報告するということとなります。3 検討すべき項目が(1)から(6)までになりまして・・・・・・ということが多岐に渡る内容となっております。最後に、4 検討スケジュールですが、・・・・・・となります。

タブレットにデータがありますので、そちらに農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思います。紙ベースでも配布しておりますが、メールでも結構ですので提出いただきしたいと思います。

以上になりますので、よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

議長

(質疑ありませんので)承認することといたします。

議長

日程第6 その他 5. 磐梯町農業委員クラブ「観桜会」決算について  
事務局に説明を求めます。

事務局

4. 磐梯町農業委員クラブ「観桜会」決算についてですが、タブレットで決算書資料をご覧くださいと思います。こちらは、・・・・・・収入・支出以上になりましたので報告いたします。

なお、クラブ会計出納簿のデータをご覧くださいと思います。皆さん在任期間中3年間の会計残金については、次回、6月分散会での支出と現農業委員・農地利用最適化推進委員の方々に記念品の配布での精算を考えておりますのでご了承いただきたく思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他事務局、委員の皆様から質問・意見ございませんか。

議長

(質疑ありませんので) 承認することといたします。

議長

その他、委員の皆さんから質問ございませんか。

2番 鈴木 翼 委員

水田活用直接支払交付金における5年間の水張りのことについて、その後要件など国から何か通知等ありましたか。

事務局

今まで説明した以上のものはありませんので、以前説明したとおりになります。

議長

その他、委員の皆さんから質問ございませんか。

11番 田中 重博 委員

この前、広報誌に地域おこし協力隊14名が写真入りで載っていて、半数近くが農林課ということであった。その中でも農業サポーターということも進めているようだが、今後大々的に広げていけば、年とったから農業をやめるではなく、もう少しお手伝いできるといった農地の維持もできるのかなと思う。そうすれば、協力隊も地元に着るといったところも考えているのかなと思いましたが、その辺考えがあるのか。

事務局

令和5年度の新規で地域おこし協力隊3名配属されております。その3名は、農業サポーターで農業支援に関する業務ということで応募いただいております。3名のうち2名は任用型で役場に席を置いての偉業関係の支援を行う業務をしております。1名は委託型で個人事業主として活動にあっております。今年度については、現在ある法人の支援に入っていくながら活動していくということで、町内にある法人から申し出いただいて、試験的にスタートしているところです。

具体的には、1名の委託型は〇〇地区の〇〇〇〇組合に入って活動しております。もう1名は任用型ですが、〇〇〇地区の一般社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇から事務的な業務も含めて支援をしてほしいということで申し出をいただきましたので、そちらの支援と町の事業も行うということになります。町でも農業公社を設立していく中で、人的な支援を試行的に行っていく、地域の中に直接入っていくような取組みとなりましたので、来年以降にもつながるようにしていきたいと考えております。

議長

その他、委員の皆さんから質問ございませんか。

8番 上野 庄市 委員

地域おこし協力隊の身分は何になるのか。

事務局

以前の臨時職員で、今の会計年度任用職員になり1年契約の身分になります。地域おこし協力隊については、最長3年間になります。委託型は町との雇用契約は結ばず、業務委託という形で農業支援を行っていくということです。

議長

その他、委員の皆さんから質問ございませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

委託型を使っている〇〇地区の〇〇〇〇組合は人件費の負担はないのですか。

事務局

そうなります。委託型なので、私たち職員のように勤務時間などはありませんが、繁忙期含めての予定・計画を挙げていただいております。労働者としての雇用ではなく、あくまで地域おこし協力隊の研修の場として受け入れをさせていただいております。

議長

事務局からその他ございませんか。

事務局

事務局から1点になります。

農業用施設用地の転用許可が必要なのではないかという点についてですが、農業用施設の設置に係る農地転用の例外の規則がございます。こちらは農地法施行規則第29条第1項にございまして、農地転用の制限の例外があります。条文としては、「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」となっております。

ただし、これは農地法の規定になりますので、内容によっては届出、または農振農用地の場合については農業用施設への用途区分の変更が厳密にはございます。ただ、農地転用の許可について2アール未満のものについて、自分の農地に自分の農業用施設を建てることについては転用の許可は要らないということになります。ただし、繰り返しになりますが、内容によっては届出が必要であり、また、農振法の他法の手続きが必要になる場合がありますので、その場合は詳細について確認していくということになります。

以上になりますのでよろしく願いいたします。

議長

他に、委員の皆さんから質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午後8時15分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和5年5月22日

議長（会長）

署名人

署名人